

山梨県公報

第千六百十八号

平成十七年

十一月十四日

月 曜 日

目 次

告示

保安林の指定の予定	七七一
道路の区域変更(五件)	七七一
急傾斜地崩壊危険区域の指定	七七三
建築基準法に基づく道路位置指定	七七三
県営土地改良事業計画の変更	七七三
その他	七七三
漁業法による水産動植物の取扱いの制限	七七三

告 示

山梨県告示第五百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年十一月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
南巨摩郡早川町新倉字胡桃沢二九一五の二七、二九一五の二八、二九一五内三〇、二九一五の五三、二九一五の五四、二九一五の一〇四、二九一五の一〇五
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第五百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年十二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大月上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
大月市富浜町大字鳥沢字原田五四〇六番地 先から 大月市富浜町大字鳥沢字原田六一四三番地 先まで	四・四、 一〇・四	二四・〇、 四六・〇	二一八・〇	二一八・〇
	一一・六、 三一・六	二四・〇、 四六・〇		

山梨県告示第五百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年十二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
大月市七保町大字瀬戸字ヲモレ一六四二番の一地先から 大月市七保町大字瀬戸字ヲモレ一六四二番の一地先まで	一七・八〇	四六・〇〇	七三・〇〇	七三・〇〇
	二二・四〇	七四・〇〇		

山梨県告示第五百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 茅野小淵沢韮崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
韮崎市藤井町大字北下条字堂坂上一〇八一番の一地先から 韮崎市水神二丁目字西岩下五〇六八番地先まで	六・二丁	二八・五	一一二〇・〇	一一二〇・〇
	六・二丁	二八・五		

山梨県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年十二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲州市大字塩山牛輿字牛池三八二番地先から 甲州市大字塩山牛輿字牛池三八二番地先まで	二二・五〇	二七・〇〇	五一・五〇	五一・五〇
	二二・五〇	二七・〇〇		

山梨県告示第五百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年十二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲州市大字塩山牛輿字牛池三八二番地先から 甲州市大字塩山牛輿字宮ノ前四一五八番の一地先まで	三・一丁	一九・五	三七五・〇	三七五・〇
	三・一丁	一九・五		

新	一・二丁	三三〇・〇
	二九・六	

山梨県告示第五百九十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
 条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、
 山梨県土木部砂防課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部に備え置いて縦覧に供す
 る。

平成十七年十一月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

急傾斜地崩 壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号十三号ま での標柱を順次結んだ線及び標柱番号十三号と標柱番号一号の標柱を 結んだ線に囲まれた区域	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番	
		一	同	富士吉田市				上暮地	八丁目	一四六八
		二	同						梅久保	三五八三
		三	同						同	同
		四	同						同	三五八四
		五	同						同	三五八五
六	同						同	三五八六		
七	同						八丁目	同		
八	同						同	一四七〇		
九	同						同	同		
十	同						同	一四六九		
十一	同						同	同		
十二	同						同	一四六八		
十三	同						同	同		

山梨県告示第五百九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路
 の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて
 縦覧に供する。

平成十七年十一月十四日

- 一 道路の位置 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 道路の幅員 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 三 道路の延長 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 四 道路の幅員 最大五・〇メートル 最小五・〇メートル

山梨県告示第五百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用す
 る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（緊急畑地帯総合整備事業上
 黒駒地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
 なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ
 る。

平成十七年十一月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 縦覧期間 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成十七年十一月十五日から同年十二月十三日まで
- 四 縦覧場所 縦覧場所 笛吹市役所
- 五 異議申立期間 異議申立期間 平成十七年十二月十四日から同年十二月二十八日まで

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第十 四号
 漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項
 の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイを
 いう。以下同じ。）の取り扱いを次のとおり制限する。

平成十七年十一月十四日

山梨県内水面漁場管理委員会
 会長 北 村 眞 一

一 指示内容

1 放流の制限

本県内においてコイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する目的とする場合は、この限りでない。

2 持ち出しの制限

本県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する目的とする場合は、この限りでない。

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面（区画漁業権漁場を除く。）

三 指示の期間

平成十七年十一月十七日から平成十八年十一月十六日まで